

## 高専・両技科大間教員交流制度に関する申合せ

(平成23年7月19日制定)

### (目的)

第1 この申合せは、「高専・両技科大間教員交流制度実施要項」及び「九州沖縄地区高専間教員交流に関する申し合わせ」に定めるもののほか、本校における取扱いについて定めるものとする。

### (派遣者の推薦)

第2 学科長は、派遣候補者について所定の期日（九州沖縄地区校長・事務部長会議開催日前）までに「九州沖縄地区高専間教員交流に関する申し合わせ」に定める候補者推薦書を作成し、校長の承認を受けなければならない。

### (派遣先との協議)

第3 校長は前号により派遣候補者を選出した場合は、派遣先の高専等と協議を行い、教員交流の実施について調整を図るものとする。

### (派遣学科の割り当て順)

第4 本校における派遣学科の割り当て順は原則として次のとおりとし、派遣（推薦）した学科の次回の割り当て順は、末尾とする。ただし、予定していた学科以外の教員から希望があった場合で、校長が特別に承認した場合は、当該希望者を優先することができるものとする。その場合、当該希望者所属の学科の割り当て順は、次回以降の末尾とする。

- 一 電子制御工学科
- 二 基幹教育科
- 三 機械工学科
- 四 物質工学科
- 五 電気電子工学科

### (割り当て順の変更協議)

第5 派遣予定の学科からの推薦ができない場合で、その理由が真にやむを得ないと校長が判断した場合に限り、派遣予定の学科長は他の学科長と変更の協議ができるものとする。当該協議の結果、協議が整った場合の当初の派遣予定学科の割り当て順は、次回に繰り下がり、以降の学科も順次繰り下がるものとする。

### (学科等への予算配分)

第6 校長は派遣者が所属する学科に対して所定の予算額を配分する。また、交流期間が満了し復帰した際は、派遣者に所定の研究経費を配分する。

### (教員の受入れ)

第7 校長は、本校への派遣を希望する者があった場合は、学科長と協議の上受入れを決定する。

(その他)

第8 この申合せは、平成24年度の派遣から適用するものとし、この申合せによりがたい状況が生じた場合は、適宜見直しができるものとする。

附 記

この申合せは、平成23年7月19日から施行する。

附 記（令和2年3月30日）

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。